輸出者名
輸出者の住所
輸入の時期　　年　月　日
輸入港名
輸入数量　　ＭＴ　輸入金額　　円
仕入書番号

証　明　書

番　　号
年　月　日
経済産業大臣　　印

上記申請に係るエチルアルコール（エタノール）は、バイオマスから製造したものであることを証明する。

附　則

この省令は、関税定率法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

○経済産業省令第五十九号

経済産業省組織令（平成十二年政令第二百五十四号）第百三条第三項、行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項及び電力・ガス取引監視等委員会令（平成二十七年政令第三百九号）第三条第三項の規定に基づき、並びに経済産業省設置法（平成十一年法律第九十九号）、経済産業省組織令、電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）及び電力・ガス取引監視等委員会令を実施するため、経済産業省組織規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日　　経済産業大臣　林　幹雄

経済産業省組織規則等の一部を改正する省令

（経済産業省組織規則の一部改正）

第一条　経済産業省組織規則（平成十三年経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

第五条の見出し及び同条第一項中「、情報公開推進室」を削り、同条中第四項及び第五項を削り、第六項を第四項とし、第七項から第十項までを二項ずつ繰り上げる。

第二百二十九条第一項中第三十号を第三十二号とし、第二十九号の次に次の二号を加える。

三十　ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第五十二条の二第五項の規定により委任された権限に係る事務に関すること。

三十一　熱供給事業法（昭和四十七年法律第八十八号）第三十三条の二第五項の規定により委任された権限に係る事務に関すること。

第二百四十四条第二項中「産業技術調査官」を「産業技術調整官」に改める。

第二百四十八条の見出しを「（電力・ガス事業検査官）」に改め、同条第一項中「十八人」を「五十二人」に改め、同条第二項中「電力事業検査官」を「電力・ガス事業検査官」に改め、「第五項」の下に「及びガス事業法第五十二条の二第五項」を加え、「電気事業の業務及び経理の監査」を「電気事業及びガス事業の業務及び経理の監査」に改める。

第二百四十八条の二を削る。

第二百五十七条を次のように改める。

第二百五十七条　削除

第三百七条中第十五号を第十六号とし、第十四号の次に次の一号を加える。

十五　特許庁の所掌事務に係る訟務に関する事務の総括に関すること（審判部の所掌に属するものを除く。）。

第三百十四条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。

（経済産業省定員規則の一部改正）

第二条　経済産業省定員規則（平成十三年経済産業省令第四号）の一部を次のように改正する。

第一条の表を次のように改める。

区分	定員	備考
本省	四、五四〇人	
資源エネルギー庁	四四八人	
特許庁	二、八〇四人	
中小企業庁	一九九人	
合計	七、九九一人	

（電力取引監視等委員会事務局組織規則の一部改正）

第三条　電力取引監視等委員会事務局組織規則（平成二十七年経済産業省令第六十二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

電力・ガス取引監視等委員会事務局組織規則

第一条中「電力取引監視等委員会」を「電力・ガス取引監視等委員会」に改める。

第三条中「電気の小売及び卸売に関する事務（ネットワーク事業監視課の所掌に属するものを除く。以下「取引監視事務」という。）」を「次に掲げる事務」に改め、同条に次の三号を加える。

一　電気の小売及び卸売に関すること（ネットワーク事業監視課の所掌に属するものを除く。以下「電力取引監視事務」という。）。

二　ガスの小売及び卸売に関すること（ネットワーク事業監視課の所掌に属するものを除く。以下「ガス取引監視事務」という。）。

三　熱供給事業に関すること（以下「熱供給取引監視事務」という。）。

第四条中「（以下「ネットワーク事業監視事務」という。）」を削り、同条第一号及び第二号を次のように改める。

一　次に掲げる事項に関すること（以下「電力ネットワーク事業監視事務」という。）。

イ　電気の変電、送電及び配電

ロ　最終保障供給約款

ハ　離島供給約款

ニ　広域的運営推進機関

二　ガスの導管による輸送及び圧力調整に関すること（以下「ガスネットワーク事業監視事務」という。）。

第四条第三号を削る。

第五条第一項中「上席小売取引検査官三人」を「上席小売取引検査官五人」に、「上席卸取引検査官三人」を「上席卸取引検査官四人」に改め、同条第二項中「取引監視事務」を「電力取引監視事務」に、「業務及び経理の監査」を「報告徴収及び立入検査」に改め、「同じ。）」の下に「、ガス取引監視事務（ガスの小売に係る事業の監査、報告徴収及び立入検査に関するものに限る。次項及び第四項において同じ。）及び熱供給取引監視事務（熱供給に係る報告徴収及び立入検査に関するものに限る。次項及び第四項において同じ。）」を加え、同条第三項中「取引監視事務」を「電力取引監視事務、ガス取引監視事務及び熱供給取引監視事務」に、「及び」を「並びに」に改め、同条第四項中「取引監視事務」を「電力取引監視事務、ガス取引監視事務及び熱供給取引監視事務」に改め、同